

活に起因する下水、家畜排泄物又は肥料の施用に係るものに限る。)	性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 100	性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 100	性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 100	性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 100	性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 100	性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 100	に
1, 4-ジオキサン	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	」

改め、1, 4-ジオキサンの項を削り、同表の備考12中(35)を削り、(34)を(35)とし、(28)から(33)までを1ずつ繰り下げ、同表の備考12(27)の次に次のように加える。

(28) 1, 4-ジオキサン 環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

別表第12の2の1の表に次のように加える。

クロロエチレン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
---------	------------------------------

別表第16の2の2の表中7の項を削り、8の項を7の項とし、9の項から12の項までを1項ずつ繰り上げ、13の項を12の項とし、同項の次に次のように加える。

13	クロロエチレン
----	---------

別表第17の1(1)の表塩化ビニルモノマーの項中「塩化ビニルモノマー」を「クロロエチレン」に改め、別表第17の1(2)の表ほう素の項の次に次のように加える。

1, 4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
------------	------------	--------------------

別表第17の1(2)の表1, 4-ジオキサンの項を削り、別表第17の1(3)の表塩化ビニルモノマーの項中「塩化ビニルモノマー」を「クロロエチレン」に改める。

別表第18塩化ビニルモノマーの項中「塩化ビニルモノマー」を「クロロエチレン」に改める。

第3号様式(付表11)(裏)の備考4中「記載して」を「記入して」に改め、「及び硝酸化合物」の次に「、クロロエチレン、1, 4-ジオキサン」を加え、「、ニッケル及びその化合物」を「並びにニッケル及びその化合物」に改め、同様式(付表12)中「塩化ビニルモノマー」を「クロロエチレン」に改める。

第18号様式の3(付表1)(表)中

<input type="checkbox"/> フェノール類
<input type="checkbox"/> 銅及びその化合物
<input type="checkbox"/> 亜鉛及びその化合物
<input type="checkbox"/> 鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。)

を

<input type="checkbox"/> クロロエチレン
<input type="checkbox"/> 1, 4-ジオキサン
<input type="checkbox"/> フェノール類
<input type="checkbox"/> 銅及びその化合物

に

改め、同様式(付表1)(裏)中

<input type="checkbox"/> マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。)
<input type="checkbox"/> ニッケル及びその化合物
<input type="checkbox"/> 塩化ビニルモノマー
<input type="checkbox"/> 1, 4-ジオキサン

を

<input type="checkbox"/> 亜鉛及びその化合物
<input type="checkbox"/> 鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。)
<input type="checkbox"/> マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。)
<input type="checkbox"/> ニッケル及びその化合物

に、

<input type="checkbox"/> ふっ素及びその化合物	年～ 年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	を
-------------------------------------	------	---	---

<input type="checkbox"/> ふっ素及びその化合物	年～ 年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	に
<input type="checkbox"/> クロロエチレン	年～ 年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

告 示

神奈川県告示第30号

平成29年2月13日に、神奈川県議会定例会を神奈川県庁に招集する。

平成29年2月3日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県告示第31号

特定有害物質又はダイオキシン類による土壤の汚染状態その他

の事項の調査及び汚染土壤による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針(平成24年神奈川県告示第510号)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月3日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1の(4)中「及びベンゼン」を「、ベンゼン及びクロロエチレン」に改める。

2の(4)の表を次のように改める。

特定有害物質	分解生成物
トリクロロエチレン	1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン(シス体に限る。)及びクロロエチレン
テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン(シス体に限る。)及びクロロエチレン

1, 1-ジクロロエチレン	クロロエチレン
1, 2-ジクロロエチレン (シス体に限る。)	クロロエチレン
1, 1, 1-トリクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン及びクロロエチレン
1, 1, 2-トリクロロエタン	1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン (シス体に限る。) 及びクロロエチレン

2の(7)のウの(7)中「から50センチメートルまでの土壌を採取すること。」の次に「なお、条例第60条第2項の規定により行う特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更時の調査(土地の形質の変更に係るものに限る。)にあつては、土地の形質の変更に係る部分の深さよりも深い位置にある土壌については、当該採取の対象から除くことができる。」を加え、「ただし、条例第60条第2項の規定により行う特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更時の調査(土地の形質の変更に係るものに限る。)にあつては、土地の形質の変更に係る部分の深さよりも深い位置にある土壌については、当該採取の対象から除くことができる。」を削る。

別表第一種特定有害物質の項に次のように加える。

クロロエチレン	0.02以下	0.002以下
---------	--------	---------

神奈川県告示第32号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林を解除予定保安林にする旨の通知があった。

平成29年 2 月 3 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 解除予定保安林の所在場所

足柄上郡山北町川西字大藏野500の2(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

神奈川県告示第33号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林を解除予定保安林にする旨の通知があった。

平成29年 2 月 3 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 解除予定保安林の所在場所

足柄上郡山北町川西字大藏野372の9、372の10、373の12、373の13、500の2(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

神奈川県告示第34号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、1のとおり漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書は、平成29年2月3日から同月17日までの間、2の場所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年 2 月 3 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出事項

加入区	発起人の住所及び氏名	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
横須賀加入区	横須賀市安浦町2-21 齊藤 浩昌 同 田戸台19 柴崎 弥春 同 安浦町3-16 栗山 義幸	横須賀市東部漁業協同組合
走水大津加入区	横須賀市走水1-3の1 長塚 博久 同 走水1-6の5 青木 教至	同
鴨居加入区	横須賀市東浦賀2-24の9 豊丸漁業有限会社 代表取締役 福本 健治 同 鴨居3-14の2 小川 純治 同 鴨居3-13の8 小柴 薫	同
浦賀久比里加入区	横須賀市西浦賀4-5の9 小菅 君明 同 久比里1-1の2 白井 美喜男	同
久里浜加入区	横須賀市久里浜8-18の2 スモ久里浜808号 鈴木 良司 同 久里浜8-26の8 榎本 嶺男	同
北下浦加入区	横須賀市津久井2-4の1 岩崎 一郎 同 野比2-15の24 石井 光一	同
長井町加入区	横須賀市長井5-23の3 長井定置網株式会社 代表取締役 太田 謙 同 長井5-3の9 有限会社栃木丸 代表取締役 栃木 稔宏	長井町漁業協同組合
上宮田加入区	三浦市南下浦町上宮田571 鈴木 重信 同 572 藤平 初男	上宮田漁業協同組合
城ヶ島加入区	三浦市三崎町城ヶ島466の22 池田 勝三郎 同 658の80 石橋 英樹	城ヶ島漁業協同組合

諸磯加入区	三浦市三崎町諸磯1,811 出口 光一 同 1,606の1の101 出口 博之	諸磯漁業協同組合
初声加入区	三浦市初声町和田3,496 川名 良二 同 初声町三戸2,449 有限会社民宿はら 代表取締役 原 貞夫	初声漁業協同組合
葉山町加入区	三浦郡葉山町堀内204 有限会社秀吉丸 代表取締役 栗飯原 秀男 同 344 小峰 徹	葉山町漁業協同組合
小坪加入区	逗子市小坪4-10の10 大竹 勝 同 小坪6-11の14 高木 洋征 同 小坪4-9の5 篠田 勉	小坪漁業協同組合
鎌倉加入区	鎌倉市坂ノ下5の1 原 実 同 21の8 安齊 大輔	鎌倉漁業協同組合
腰越加入区	鎌倉市腰越2-30の28 鈴木 猛 同 腰越2-7の6 金子 正和	腰越漁業協同組合
江の島片瀬加入区	藤沢市片瀬海岸2-20の25 江の島片瀬漁業協同組合 代表理事組合長 北村 治之 同 片瀬海岸1-1の5 浜野 暁夫 同 片瀬海岸1-8の21の502 吉岡 政明	江の島片瀬漁業協同組合
藤沢市加入区	藤沢市本鰯沼3-11の37 有限会社堀川網 代表取締役 葉山 一郎 同 辻堂元町3-9の24 曾我 喜一	藤沢市漁業協同組合
茅ヶ崎市加入区	茅ヶ崎市南湖6-18の6 有限会社ちがさき丸 代表取締役 米山 時晴 同 南湖2-6の21 有限会社沖エ門丸 代表取締役 木村 英雄	茅ヶ崎市漁業協同組合
平塚市加入区	平塚市札場町45の6 株式会社日海丸 代表取締役 田中 邦男 同 千石河岸53の7 杉山 武	平塚市漁業協同組合
大磯町加入区	中郡大磯町大磯1,353 二宮 成利 同 東町1-8の6 渡部 誠 同 大磯1,063の1 株式会社邦丸 代表取締役 味澤 清二郎	大磯町漁業協同組合
小田原・前川加入区	小田原市早川1-10の1 小田原市漁業協同組合 代表理事組合長 高橋 征人 同 早川1-3の7 有限会社坂口丸 代表取締役 久保田 源太郎 同 本町3-8の7 鈴木 喜一	小田原市漁業協同組合
真鶴町加入区	足柄下郡真鶴町真鶴1,936の27 青木 勇 同 1,101の29 齊藤 千章 同 894の30	真鶴町漁業協同組合

	山口 満	
福浦加入区	足柄下郡湯河原町吉浜100の6 和田 章宏 同 福浦146の9 高橋 雅之	福浦漁業協同組合

2 指定漁船調査の縦覧の場所

加入区	縦覧の場所
横須賀加入区	横須賀市平成町3-4 横須賀市東部漁業協同組合横須賀支所事務所
走水大津加入区	同 走水2-698の4 横須賀市東部漁業協同組合走水大津支所事務所
鴨居加入区	同 鴨居2-31の7 横須賀市東部漁業協同組合鴨居支所事務所
浦賀久比里加入区	同 久比里2-6の10 横須賀市東部漁業協同組合浦賀久比里支所事務所
久里浜加入区	同 久里浜8-9の5 横須賀市東部漁業協同組合久里浜支所事務所
北下浦加入区	同 久比里2-6の10 横須賀市東部漁業協同組合浦賀久比里支所事務所
長井町加入区	同 長井5-24の6 長井町漁業協同組合事務所
上宮田加入区	三浦市南下浦町上宮田540 上宮田漁業協同組合事務所
城ヶ島加入区	同 三崎町城ヶ島500の28 城ヶ島漁業協同組合事務所
諸磯加入区	同 三崎町諸磯1,871 諸磯漁業協同組合事務所
初声加入区	同 初声町三戸1,090の3 初声漁業協同組合事務所
葉山町加入区	三浦郡葉山町堀内50の20 葉山町漁業協同組合事務所
小坪加入区	逗子市小坪5-20の4 小坪漁業協同組合事務所
鎌倉加入区	鎌倉市坂ノ下32の13 鎌倉漁業協同組合事務所
腰越加入区	同 腰越2-9の1 腰越漁業協同組合事務所
江の島片瀬加入区	藤沢市片瀬海岸2-20の25 江の島片瀬漁業協同組合事務所
藤沢市加入区	同 辻堂東海岸4-3の21 藤沢市漁業協同組合事務所
茅ヶ崎市加入区	茅ヶ崎市南湖6-18の1 茅ヶ崎市漁業協同組合事務所
平塚市加入区	平塚市千石河岸28-13 平塚市漁業協同組合事務所
大磯町加入区	中郡大磯町大磯1,398の6 大磯町漁業協同組合事務所
小田原・前川加入区	小田原市早川1-10の1 小田原市漁業協同組合事務所
真鶴町加入区	足柄下郡真鶴町真鶴685の1 真鶴町漁業協同組合事務所
福浦加入区	同 湯河原町福浦495 福浦漁業協同組合事務所

神奈川県告示第35号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があったので審査した結果、次の区域及び区分において同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成29年2月3日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

区 域	区 分
西湘区域 (福浦漁業協同組合、真鶴町漁業協同組合、岩漁業協同組合、小田原市漁業協同組合、二宮町漁業協同組合及び大磯町漁業協同組合の地区)	大型定置漁業(漁業法(昭和24年法律第267号)第6条第3項に規定する定置漁業をいう。以下同じ。)
長井町区域 (長井町漁業協同組合の地区)	大型定置漁業

神奈川県告示第36号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県横須賀土木事務所において、平成29年2月3日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月3日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 道路の種類及び路線名

一般国道134号

2 供用開始の区間

三浦市初声町下宮田字神田2,768番3から

同 初声町入江字二番地223番4まで

3 供用開始の日

平成29年2月3日

神奈川県告示第37号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成29年2月3日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 区域の名称

吉岡地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる土地に存する標柱第1号から第8号までを順次結んだ線及び標柱第8号と第1号を綾瀬市道1,127号線に沿って結んだ線によって囲まれた区域(次の図に示す部分に限る。)

標柱番号	所在及び地番
第1号	綾瀬市吉岡東一丁目1,580番11地先
第2号	同 1,580番2
第3号	同 1,580番18
第4号	同 吉岡字堀ノ内1,577番3

第5号	同	1,577番13
第6号	同	1,467番21
第7号	同	
第8号	同	1,577番2地先

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県厚木土木事務所東部センターにおいて一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第38号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年2月3日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東ヶ丘2	小田原市東ヶ丘、中村原及び山西並びに中郡二宮町山西のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
中村原2	小田原市中村原及び中郡二宮町川匂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
前川1	小田原市前川及び羽根尾並びに中郡二宮町山西のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課、神奈川県県西土木事務所小田原土木センター及び神奈川県平塚土木事務所において一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第39号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年2月3日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
曾我大沢1	小田原市曾我大沢及び上曾我のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
曾我大沢2	小田原市曾我大沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
上曾我1	小田原市上曾我のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
上曾我2	小田原市上曾我及び曾我岸のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
上曾我3	小田原市上曾我のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
上曾我4	小田原市上曾我のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊

曾我岸 1	小田原市曾我岸のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	小竹 8	小田原市小竹のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
曾我岸 2	小田原市曾我岸のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	小竹 9	小田原市小竹及び沼代のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
曾我谷津 1	小田原市曾我谷津及び曾我原のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	小竹 10	小田原市小竹及び小船のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
曾我谷津 2	小田原市曾我谷津、曾我原及び曾我別所のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	小船 1	小田原市小船及び沼代のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
曾我谷津 3	小田原市曾我谷津及び曾我原のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	小船 2	小田原市小船のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
曾我谷津 4	小田原市曾我谷津及び曾我原のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	小船 3	小田原市小船及び小竹のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
曾我原 1	小田原市曾我原のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	小船 4	小田原市小船のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
曾我別所 1	小田原市曾我別所のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	小船 5	小田原市小船及び上町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
曾我別所 2	小田原市曾我別所のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	小船 6	小田原市小船のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
沼代 1	小田原市沼代及び曾我別所のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	山西 1	小田原市山西、小竹及び小船のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
沼代 2	小田原市沼代のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	山西 2	小田原市山西のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
沼代 3	小田原市沼代のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	東ヶ丘 1	小田原市東ヶ丘、中村原及び山西のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
沼代 4	小田原市沼代のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	中村原 1	小田原市中村原及び東ヶ丘のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
沼代 5	小田原市沼代のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	中村原 3	小田原市中村原のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
沼代 6	小田原市沼代及び小竹のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	中村原 4	小田原市中村原、小竹、川匂及び山西のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
沼代 7	小田原市沼代及び小船のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	上町 1	小田原市上町及び沼代のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
沼代 8	小田原市沼代及び小船のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	上町 2	小田原市上町及び小船のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
沼代 9	小田原市沼代のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	上町 3	小田原市上町及び小船のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
沼代 10	小田原市沼代及び小船のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	上町 4	小田原市上町及び中村原のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
沼代 11	小田原市沼代及び小船のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	上町 5	小田原市上町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
沼代 12	小田原市沼代のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	上町 6	小田原市上町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
沼代 13	小田原市沼代及び上町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	上町 7	小田原市上町及び国府津のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
小竹 1	小田原市小竹のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	羽根尾 1	小田原市羽根尾及び中村原のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
小竹 2	小田原市小竹のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	羽根尾 2	小田原市羽根尾のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
小竹 3	小田原市小竹のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	羽根尾 3	小田原市羽根尾のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
小竹 4	小田原市小竹のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	羽根尾 4	小田原市羽根尾及び前川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
小竹 5	小田原市小竹のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	羽根尾 5	小田原市羽根尾及び前川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
小竹 6	小田原市小竹のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	羽根尾 6	小田原市羽根尾、前川及び上町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
小竹 7	小田原市小竹のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	田島 1	小田原市田島のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊

田島 2	小田原市田島のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
田島 3	小田原市田島のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
田島 4	小田原市田島のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
国府津 1	小田原市国府津及び田島のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
国府津 2	小田原市国府津のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
国府津 3	小田原市国府津のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
国府津 4	小田原市国府津のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
国府津 5	小田原市国府津及び国府津 5 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
国府津 6	小田原市国府津及び国府津 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
国府津 7	小田原市国府津のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
国府津 8	小田原市国府津のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
国府津 9	小田原市国府津のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
国府津 10	小田原市国府津のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
前川 2	小田原市前川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
前川 3	小田原市前川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
前川 4	小田原市前川及び羽根根のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
前川 5	小田原市前川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
前川 6	小田原市前川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
前川 7	小田原市前川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
前川 8	小田原市前川及び国府津 5 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
前川 9	小田原市前川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
前川 10	小田原市前川及び国府津のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
国府津 4 丁目 1	小田原市国府津 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
国府津 5 丁目 1	小田原市国府津 5 丁目、国府津及び国府津 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
国府津 5 丁目 2	小田原市国府津 5 丁目、国府津 4 丁目及び国府津のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
国府津 5 丁目 3	小田原市国府津 5 丁目、前川及び国府津のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
千代 1	小田原市千代のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県県西土木事務所小田原土木センターにおいて一般の縦覧に供する。）

教育委員会告示

神奈川県教育委員会告示第 5 号

次に掲げる公印を新調し、平成29年 1 月 6 日からその使用を開始した。

平成29年 2 月 3 日

神奈川県教育委員会

教育長 桐 谷 次 郎

(公印名)

(印 影)

神奈川県立小田原東高等学校長印



横須賀土木事務所長告示

神奈川県横須賀土木事務所長告示第 3 号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第 1 項の規定に基づく河川管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第 3 項後段の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事に対し審査請求をすることができる。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となる。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできる。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内となる。

平成29年 2 月 3 日

神奈川県横須賀土木事務所長 坂 井 信 治

1 行うべき措置の内容

次の表の左欄に掲げる河川区域内の土地を河川管理者の許可を得ないで占用している同表の当該右欄に掲げる形状等の船舶を平作川水系平作川から除却すること。

占 用 場 所	形 状 等
横須賀市久比里 1 丁目 819 左岸	手こぎボート、船体白色、船底白色、船外機あり（船舶検査済票（船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 9 条第 1 項に規定する船舶検査済票をいう。以下同じ。）の番号の掲示なし）
横須賀市内川 1 丁目 151 2 地先、梅田橋下流右岸	プレジャーボート、船体水色及び白色、船底白色、船外機なし（船舶検査済票の番号の掲示なし）

2 期限

平成29年 2 月 17 日

3 河川管理者の監督処分

1に掲げる措置を行うべき者が、2に掲げる期限までに当該措置を行わないときは、その者の負担において、当該措置を河川管理者が自ら行い、又は河川管理者の命じた者若しくは委任した者にこれを行わせる。

藤沢土木事務所長告示

神奈川県藤沢土木事務所長告示第1号

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第4項の規定に基づき、1に掲げる船舶を保管したので、所有者等に対し当該船舶を返還するため、同条第5項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年2月3日

神奈川県藤沢土木事務所長 鈴木 仁

1 保管した船舶

Table with 4 columns: Name/Type, Description, Quantity, Location. Row 1: 船舶検査済票 (船舶安全法...), 数量, 放置されていた場所. Row 2: 船舶, モーターボート, 船体白色, 船外機あり, 船体横「黒潮丸」の表示あり, 船舶検査済票の番号「241-9750」の表示あり, 1隻, 茅ヶ崎市中島1,699番地先、宮ノ下橋下流右岸

2 保管した船舶を除却した日時

平成28年12月13日 午前10時

3 保管した船舶の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 保管を始めた日時

平成28年12月13日 午前11時

(2) 保管の場所

平塚市四之宮三丁目2,753

4 保管した船舶の返還

(1) 受付場所

藤沢市鶴沼石上2丁目7番1号 神奈川県藤沢土木事務所 許認可指導課(電話(0466)26-2111)

(2) 受付期間

平成29年2月3日から同年6月12日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(3) 受付時間

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(4) 必要書類等

ア 当該船舶の所有者等であることを示す書類等

イ 印鑑

公 告

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事

の完了を次のとおり公告します。

平成29年2月3日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1

Table with 2 columns: Development Area Name, Area, Developer Name, Developer Address, Developer Name, Developer Representative, Development Permit Date and Number. Row 1: 伊勢原市下落合字餅田299の1ほか4筆, 3,389.70平方メートル, 横浜市青葉区荏田西2-3の2, 株式会社クリエイトエス・ディー, 代表取締役 廣瀬 泰三, 平成28年7月29日 神奈川県指令平土第610029号

2

Table with 2 columns: Development Area Name, Area, Developer Name, Developer Address, Developer Name, Developer Representative, Development Permit Date and Number. Row 1: 足柄上郡松田町松田惣領字店屋場475の1ほか17筆, 2,735.60平方メートル, 平塚市錦町2の16, 株式会社マッケンジーハウス, 代表取締役 姫野 直雅, 平成28年7月29日 神奈川県指令西土第610018号

3

Table with 2 columns: Development Area Name, Area, Developer Name, Developer Address, Developer Name, Developer Representative, Development Permit Date and Number. Row 1: 足柄上郡開成町吉田島字榎本3,102の1ほか6筆, 661.73平方メートル, 足柄上郡松田町松田惣領1,888, 株式会社大興, 代表取締役 和田 興滋, 平成28年8月15日 神奈川県指令西土第610019号

神奈川県漁業調整委員会指示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、神奈川県地先海面における宝石サンゴの採捕を禁止する。

ただし、神奈川県漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

平成29年2月3日

神奈川県漁業調整委員会

会長 櫻 本 和 美

1 宝石サンゴの種類等

採捕を禁止する宝石サンゴは、アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴの生体及び死骸とする。

2 指示の有効期間

平成29年 3 月 1 日から平成30年 2 月28日まで

入 札 公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札により自動販売機設置場所の貸付けを行います。

平成29年 2 月 3 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 入札内容

(1) 件名

自動販売機設置場所の貸付け (2 件)

(2) 貸付期間

ア 物件番号 1 平成29年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日まで
(神奈川県庁新庁舎 (13階) については、平成29年 5 月 1 日から平成32年 3 月31日まで)

イ 物件番号 2 平成29年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日まで

(3) 物件内容

ア 物件番号 1

(7) 神奈川県庁本庁舎

所在地 横浜市中区日本大通 1

設置場所 1 階西側入り口

種 類 飲料類

貸付面積 1.28平方メートル

設置台数 1 台

(8) 神奈川県庁新庁舎

所在地 横浜市中区元浜町 1-3

設置場所 4 階及び13階

種 類 飲料類

貸付面積 計3.48平方メートル

設置台数 計 3 台

(9) 神奈川県庁新庁舎エネルギーセンター棟

所在地 横浜市中区元浜町 1-3

設置場所 2 階

種 類 飲料類

貸付面積 計2.32平方メートル

設置台数 計 2 台

(10) 神奈川県庁第二分庁舎

所在地 横浜市中区元浜町 2-12

設置場所 4 階

種 類 飲料類

貸付面積 計2.32平方メートル

設置台数 計 2 台

(11) 神奈川県自治会館

所在地 横浜市中区山下町75

設置場所 1 階待合室

種 類 飲料類

貸付面積 計2.88平方メートル

設置台数 計 2 台

(12) 神奈川県神奈川県税事務所

所在地 横浜市神奈川区広台太田町 3-8 神奈川県総合庁舎本館

設置場所 4 階書庫前 (職員以外立入禁止区域)

種 類 飲料類

貸付面積 1.23平方メートル

設置台数 1 台

(13) 神奈川県緑県税事務所

所在地 横浜市青葉区市ヶ尾町27の 5

設置場所 1 階玄関ホール

種 類 飲料類

貸付面積 1.16平方メートル

設置台数 1 台

(14) 神奈川県戸塚県税事務所

所在地 横浜市戸塚区上倉田町449

設置場所 1 階入り口エレベーターフロア及び 3 階入り口エレベーターフロア

種 類 飲料類

貸付面積 計4.32平方メートル

設置台数 計 3 台

(15) 神奈川県川崎合同庁舎

所在地 川崎市川崎区富士見 1-1 の 2

設置場所 1 階入り口脇

種 類 飲料類

貸付面積 0.97平方メートル

設置台数 1 台

(16) 神奈川県高相合同庁舎

所在地 相模原市南区相模大野 6-3 の 1

設置場所 1 階玄関ホール

種 類 飲料類

貸付面積 1.44平方メートル

設置台数 1 台

(17) 神奈川県藤沢合同庁舎

所在地 藤沢市鶴沼石上 2-7 の 1

設置場所 1 階玄関ホール

種 類 飲料類

貸付面積 0.90平方メートル

設置台数 1 台

(18) 神奈川県自動車税管理事務所

所在地 横浜市中区弘明寺町31

設置場所 1 階ホール

種 類 飲料類

貸付面積 1.44平方メートル

設置台数 1 台

イ 物件番号 2

神奈川県庁本庁舎

所在地 横浜市中区日本大通 1

設置場所 4 階

種 類 飲料類

貸付面積 1.55平方メートル

設置台数 1 台

2 入札参加資格

次のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 自動販売機の設置及び管理に関する業務を引き続き3年以上営んでいない者
- (3) 県税を完納していない者
- (4) 県内に事業所を有しない者
- (5) 仕様書に示す内容を履行できない者

3 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札及び開札の日時

物件番号1 平成29年2月21日(火)午前10時(受付締切時刻は、午前9時40分)

物件番号2 平成29年2月21日(火)午前11時30分(受付締切時刻は、午前11時20分)

(2) 入札及び開札の場所

横浜市中区日本大通7 合人社横浜日本大通7ビル5階501会議室

4 入札説明書の配布の日時及び場所

(1) 配布の日時

平成29年2月3日(金)から同月17日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

(2) 配布の場所

神奈川県庁本庁舎4階 神奈川県総務局総務室

5 入札保証金

免除

6 入札の無効

入札に参加することができない者が行った入札及び入札説明書に記載する入札の条件に違反した入札は、無効とします。

7 その他

詳細は、入札説明書によります。

8 問合せ先

横浜市中区日本大通1 神奈川県総務局総務室経理グループ
電話 (045) 210-2131

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

平成29年2月3日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調達内容

(1) 件名

神奈川県立子ども自立生活支援センター通学用バス運行業務委託

(2) 業務内容及び契約の条件等

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

(4) 履行場所

仕様書によります。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する額(消費税及び地方消費税抜き金額)を入札書に記載してください。

なお、入札金額の100分の108に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申込みがあったものとします。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 神奈川県入札参加資格者名簿(物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等)において営業種目として「運搬・保管の請負」に登録されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。

(3) 仕様書に示す業務を履行する能力を有する者であること。

(4) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ(神奈川県庁本庁舎1階 電話(045)210-6721)

イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム(URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp>)の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのWTO申請により入札参加資格申請を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県入札参加資格申請共同受付窓口(郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎1階)へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

ウ 申請期限

平成29年3月1日(水)午後5時

エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

3 入札説明書の交付方法等

(1) 入札説明書の交付方法、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属

入札説明書は、かながわ電子入札共同システムにより、交付します。

郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁第二分庁舎3階 神奈川県民局総務室経理グループ 堀 尚 樹 電話(045)210-3624

(2) 入札説明書の交付期間

平成29年2月3日(金)から同年3月1日(水)まで

4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書及び入札説明書に記載する必要な書類等を平成29年3月1日(水)午後5時までに、かながわ電子入札共同システム又は持参により3の(1)に提出してください。

5 入札及び開札の場所及び日時

この入札は、神奈川県庁第二分庁舎3階 神奈川県県民局総務室経理グループにおいて、かながわ電子入札共同システムにより入札を行います。

(1) 入札期間

平成29年3月13日(月)午前8時30分から同月15日(水)午後5時まで

(2) 開札日時

平成29年3月16日(木)午前9時

なお、郵便による入札をしようとする者は、平成29年3月15日(水)午後5時までに到着するよう3の(1)の場所に入札書を郵送してください。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 入札書の記載方法

入札説明書によります。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。

(5) 落札者の決定方法

神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 詳細は、入札説明書によります。

7 契約の締結

(1) 契約の締結は、当該契約に係る平成29年度予算発効時以降に行います。

(2) 契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合には、当該契約を変更し、又は解除します。

8 Summary

(1) The nature and quantity of the services to be required :
Operation of school buses

(2) Time limit of tender : 5:00 p.m., March 15, 2017

(3) Contact point for the notice : Naoki Hori, Accounting Group, Office of General Affairs, Community Affairs Bureau, Kanagawa Prefectural Government, Nihon-Odori 1, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231-8588 Japan, Tel (045) 210-3624

次のとおり一般競争入札を行います。

平成29年2月3日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

「県のたより」及び「議会かながわ」 約50,568,000部

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 納入期間

入札説明書及び仕様書によります。

(4) 納入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、それぞれの品目1単位当たりの単価(消費税及び地方消費税抜きの金額)に予定数量を乗じて得た金額の合計(概算総価)を入札書に記載してください。

なお、入札金額の100分の108に相当する金額に円未満の端数があるときは、小数点第5位以下を切り捨てるものとします。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 神奈川県入札参加資格者名簿(物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等)において営業種目として「オフセット印刷」に登録されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。

(3) 当該物品を納入する能力を有する者であること。

(4) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ(神奈川県庁本庁舎1階 電話(045)210-6721)

イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム(URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp>)の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのWTO申請により入札参加資格申請手続を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県入札参加資格申請共同受付窓口(郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎1階)へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

<p>ウ 申請期限 平成29年2月28日(火)正午</p> <p>エ その他 詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。</p> <p>3 入札説明書の交付場所等 (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属 郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎1階 神奈川県会計局調達課調達第一グループ 北林 佑幸 電話 (045) 210-6717</p> <p>(2) 入札説明書の交付期間 平成29年2月3日(金)から同月27日(月)まで</p> <p>4 入札参加希望者に求められる義務 この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を平成29年2月28日(火)正午までに3の(1)の場所に提出してください。</p> <p>5 入札及び開札の場所及び日時 この入札は、神奈川県庁本庁舎1階 神奈川県会計局調達課調達第一グループにおいて、かながわ電子入札共同システムにより入札を行います。</p> <p>(1) 入札期間 平成29年3月10日(金)午後1時から同月15日(水)午後1時まで</p> <p>(2) 開札日時 平成29年3月16日(木)午前8時30分 なお、郵便による入札をしようとする者は、平成29年3月15日(水)午後1時までに到着するよう3の(1)の場所に入札書を郵送してください。</p> <p>6 その他 (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金 免除</p> <p>(3) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。</p> <p>(4) 落札者の決定方法 神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。</p> <p>(5) 契約書作成の要否 要</p> <p>(6) 詳細は、入札説明書によります。</p> <p>7 契約の締結 契約の締結は、平成29年度当初予算発効時以降に行います。</p> <p>8 Summary (1) The nature and quantity of the products to be purchased : Print of Kanagawa Prefectural Newsletter "Ken-no-tayori" and Kanagawa Prefectural Assembly Newsletter "Gikai-</p>	<p>kanagawa" about 50,568,000</p> <p>(2) Time limit of tender : 1 : 00 p.m., March 15, 2017</p> <p>(3) Contact point for the notice : Procurement Division of the Accounting Bureau, Kanagawa Prefectural Government, Nihon-Odori 1, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231-8588 Japan, Tel (045) 210-6717</p> <hr/> <p>次のとおり一般競争入札を行います。 平成29年2月3日 神奈川県公営企業管理者 企業庁長 二 見 研 一</p> <p>1 調達内容 (1) 購入物品及び数量 ① 口径13mm量水器 (購入) 9,061個、口径25mm量水器 (購入) 946個 (その1) ② 口径13mm量水器 (購入) 9,061個、口径25mm量水器 (購入) 945個 (その2) ③ 口径20mm量水器 (購入) 24,406個 (その1) ④ 口径20mm量水器 (購入) 24,405個 (その2) ⑤ 口径13mm量水器 (修理) 15,849個 (その1) ⑥ 口径13mm量水器 (修理) 15,848個 (その2) ⑦ 口径20mm量水器 (修理) 8,342個、口径25mm量水器 (修理) 1,325個 (その1) ⑧ 口径20mm量水器 (修理) 8,341個、口径25mm量水器 (修理) 1,325個 (その2)</p> <p>(2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書によります。</p> <p>(3) 納入期限 入札説明書によります。</p> <p>(4) 納入場所 入札説明書によります。</p> <p>2 入札参加資格 (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 神奈川県入札参加資格者名簿(物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等)において営業種目として「水道用機器材」に登載されている者であること。 (3) 神奈川県入札参加資格審査において営業種目として「水道用機器材」の「A」又は「B」の等級に区分されている者であること。 (4) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。 (5) 神奈川県指名停止期間中の者でないこと。 なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。 ア 資格審査に関する問合せ先 神奈川県会計局調達課資格審査グループ(神奈川県庁本庁舎1階 電話(045)210-6721) イ 申請方法</p>
---	--

かながわ電子入札共同システム (URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp>) の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのWTO申請により入札参加資格申請を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県入札参加資格申請共同受付窓口 (郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎1階) へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

ウ 申請期限

平成29年2月28日(火)午後5時

エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属

郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁新庁舎10階 神奈川県企業庁企業局財務部会計課経理調達グループ 鶴ヶ崎 一茂 電話 (045) 210-7042

- (2) 入札説明書の交付期間

平成29年2月3日(金)から同月28日(火)まで

4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を平成29年2月28日(火)午後5時までにかながわ電子入札共同システム又は持参若しくは郵送により、3の(1)の場所に提出するとともに、2の(4)に掲げる事項の判定に必要な提案書を同時刻までに持参又は郵送により3の(1)の場所に提出してください。

なお、提出した提案書について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

5 入開札の場所及び日時

この入札は、神奈川県庁新庁舎10階 神奈川県企業庁企業局財務部会計課経理調達グループにおいて、かながわ電子入札共同システムにより入開札を行います。

- (1) 入札期間

平成29年3月14日(火)午前8時30分から同月15日(水)午後5時まで

- (2) 開札日時

- ① 平成29年3月16日(木)午前9時
- ② 平成29年3月16日(木)午前9時30分
- ③ 平成29年3月16日(木)午前10時
- ④ 平成29年3月16日(木)午前10時30分
- ⑤ 平成29年3月16日(木)午前11時
- ⑥ 平成29年3月16日(木)午後1時
- ⑦ 平成29年3月16日(木)午後1時30分
- ⑧ 平成29年3月16日(木)午後2時

なお、郵便による入札をしようとする者は、平成29年3月15日(水)午後5時までに到着するよう3の(1)の場所に入札書を郵送してください。

6 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除
- (3) 入札書の記載方法
入札説明書によります。
- (4) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。
- (5) 落札者の決定方法
神奈川県公営企業財務規程第148条の規定に基づいて作成された予定価格制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (6) 契約書の要否
要
- (7) 詳細は、入札説明書によります。
- (8) 当該入札の落札決定の効果は、平成29年度当初予算に係る議会の議決がなされ、平成29年4月1日の平成29年度予算算効時において効果を生ずるものとします。

7 Summary

- (1) The nature and quantity of the products to be purchased :
 - ① 13mm water meter (new) 9,061 units, 25mm water meter (new) 946 units (Part 1)
 - ② 13mm water meter (new) 9,061 units, 25mm water meter (new) 945 units (Part 2)
 - ③ 20mm water meter (new) 24,406 units (Part 1)
 - ④ 20mm water meter (new) 24,405 units (Part 2)
 - ⑤ 13mm water meter (repair) 15,849 units (Part 1)
 - ⑥ 13mm water meter (repair) 15,848 units (Part 2)
 - ⑦ 20mm water meter (repair) 8,342 units, 25mm water meter (repair) 1,325 units (Part 1)
 - ⑧ 20mm water meter (repair) 8,341 units, 25mm water meter (repair) 1,325 units (Part 2)
- (2) Time limit of tender : 5 : 00 p.m., March 15, 2017
- (3) Contact point for the notice : Kazushige Tsurugasaki, Accounting Division, Financial Affairs Department, Public Enterprises Bureau, Kanagawa Prefectural Public Enterprises Agency, Nihon-Odori 1, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231-8588 Japan, Tel (045) 210-7042